

にいがた園（介護予防）短期入所 利用料金表【 2026年6月～ 】

基 本 料 金（※ 1）：要介護認定の結果による		
	多床室 (2人・4人部屋)	個室 (1人部屋)
要支援1	613	579
要支援2	774	726
要介護1	830	753
要介護2	880	801
要介護3	944	864
要介護4	997	918
要介護5	1,052	971

滞 在 費（※ 2）		
	多床室 (2人・4人部屋)	個室 (1人部屋)
第4段階	450	1,750
第3段階 ②	430	1,370
第3段階 ①	430	1,370
第2段階	430	550
第1段階	0	550

食 費（※ 2）	
第4段階 (朝:600 昼:600 夕:600)	1,800
第3段階 ②	1,360
第3段階 ①	650
第2段階	390
第1段階	300

加 算 料 金（※ 1）		
送迎(片道につき)	184	送迎を行った場合
個別リハビリテーション実施加算	240	個別リハビリを行った場合
認知症ケア加算	76	認知症専門棟で日常生活自立度Ⅲ以上の高齢者に対しサービスを行った場合
認知症行動 心理症状緊急対応加算	200	認知症の行動や心理症状から緊急に利用する場合(連続7日以内)
緊急短期入所 受入対応加算	90	利用者の状態や家族等の事情で緊急に利用する場合(連続7日以内)
重度療養管理加算	120	要介護4、5であって、医学的管理のもと短期入所を行った場合
緊急時施設療養費	518	連続3日以内
総合医学管理加算	275	利用中10日を限度
在宅復帰・在宅療養 支援機能加算(Ⅰ)	51	在宅復帰・在宅療養支援機能を強化する体制が整備されている場合
療養食加算	8	療養食を提供した場合(1日3回限度)
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	介護福祉士の占める割合が80%以上又は勤続10年以上の介護福祉士が35%以上である場合
夜勤職員配置加算	24	夜勤を行う介護・看護職員を6名以上配置
生産性向上 推進体制加算Ⅱ	(月) 10	見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行った場合
介護職員等 処遇改善加算Ⅰ	「基本料金」及び「加算料金」で算定された9.7%	

そ の 他 の 料 金		
日用品費(課税)	110	おしぼり、トイレットペーパーなど
教養娯楽費(課税)	110	レクリエーション材料、新聞、雑誌など
電気使用料(課税)	55	電気毛布、テレビなど 1点ごと
洗濯料金(課税)		
洗濯料金(課税)	165	1点 クリーニングで対応
理髪料	1,900	希望者

(※1) 介護保険の給付対象単位に10.14円(新潟市の地域区分 7級地)を乗じた額の1割～3割を負担して頂きます。利用時に『介護保険負担割合証』をご提示下さい。

(※2) 居住費と食費の利用者負担は、世帯の年収などの状況から[第1・2・3・4段階]に分けられます。どの段階に該当するかは市町村が決定します。
[第1・2・3段階]に該当する方には『介護保険負担限度額認定証』が交付されますので、利用時にご提示下さい。